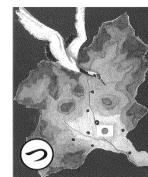




県紋章



つる舞う形の群馬県/上毛かるた

令和3年3月16日(火) 号外(第4号)

目次

条 例		ページ
○群馬県ホストタウン等新型コロナウイルス感染症対策基金条例(地域外交課)		2
○群馬県東日本大震災の被災者に係る震災特例旅券の発給申請手数料の特例に関する条例を廃止する条例(同)		3
○群馬県住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例(市町村課)		3
○群馬県国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会開催基金条例の一部を改正する条例(スポーツ振興課)		4
○群馬県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例(団地課)		4

## ■ 条 例

群馬県ホストタウン等新型コロナウイルス感染症対策基金条例をここに公布する。  
令和三年三月十六日

群馬県知事 山本 一太

## 群馬県条例第一号

## 群馬県ホストタウン等新型コロナウイルス感染症対策基金条例

(趣旨)

第一条 この条例は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十一条の規定に基づき、群馬県ホストタウン等新型コロナウイルス感染症対策基金の設置、管理及び処分に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第二条 東京オリンピック競技大会及び東京パラリンピック競技大会の開催に関し、ホストタウン及び事前キャンプ地において選手その他の関係者を受け入れるに際しての新型コロナウイルス感染症(病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。))である感染症をいう。)対策に要する経費の財源に充てるため、群馬県ホストタウン等新型コロナウイルス感染症対策基金(以下「基金」という。)を設置する。

(積立て)

第三条 基金として積み立てる額は、予算で定める額とする。

(管理)

第四条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第五条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に繰り入れるものとする。

(繰替運用)

第六条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第七条 基金は、第二条に規定する経費の財源に充てる場合に限り、これを処分することができる。

(委任)

第八条 この条例に定めるもののほか、基金に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(この条例の失効)

2 この条例は、令和四年三月三十一日限り、その効力を失う。

(処分の特例)

3 第七条の規定にかかわらず、基金の原資として国から交付された交付金を国に返還する必要が生じたときは、当該返還に要する経費の財源に充てるため、基金を処分することができる。

群馬県東日本大震災の被災者に係る震災特例旅券の発給申請手数料の特例に関する条例を廃止する条例をここに公布する。

令和三年三月十六日

群馬県知事 山本 一太

**群馬県条例第二号**

群馬県東日本大震災の被災者に係る震災特例旅券の発給申請手数料の特例に関する条例を廃止する条例

群馬県東日本大震災の被災者に係る震災特例旅券の発給申請手数料の特例に関する条例(平成二十三年群馬県条例第三十六号)は、廃止する。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

群馬県住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和三年三月十六日

群馬県知事 山本 一太

**群馬県条例第三号**

群馬県住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例

群馬県住民基本台帳法施行条例(平成十四年群馬県条例第四十四号)の一部を次のように改正する。

別表第二第五号口中「第七条」を「第六条」に改める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

群馬県国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会開催基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和三年三月十六日

群馬県知事 山本 一太

群馬県条例第四号

群馬県国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会開催基金条例の一部を改正する条例

群馬県国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会開催基金条例(令和二年群馬県条例第十六号)の一部を次のように改正する。

附則第二項中「令和十一年三月三十一日」を「令和十二年三月三十一日」に改める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

群馬県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和三年三月十六日

群馬県知事 山本 一太

群馬県条例第五号

群馬県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

群馬県公営企業の設置等に関する条例(昭和四十一年群馬県条例第五十七号)の一部を次のように改正する。

第四条第二項第一号の表に次のように加える。

八ツ場発電所	吾妻郡長野原町	一一、七〇〇キロワット
--------	---------	-------------

第九条第一項の表上武ゴルフ場の項を削る。

附則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第四条第二項第一号の表に次のように加える改正規定は、規則で定める日から施行する。

---

毎週火、金曜日発行

発行 群 馬 県

群馬県前橋市大手町一丁目1番1号  
電話 027-223-1111

---